

環境局

A 応急対策業務					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
A	庶務課	新型インフルエンザ等対応業務			<ul style="list-style-type: none"> ・局内職員の健康状態及び出勤状況等の把握（職員の労務・服務に関すること） ・新型インフルエンザ等対策本部及び局内との連絡調整（関係機関との連絡調整） ・局内の職員応援体制の調整
B 1 継続業務【強化業務】					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
B 1	庶務課	局所属職員の安全衛生担当業務		法令に基づいた局職員の安全・衛生管理業務	関係各課と調整のうえ、緊急性のない通常業務は縮小し、職員の健康管理・新型インフルエンザ等の感染拡大防止に向けた業務を強化する。（情報収集と提供・衛生用品の支給・健康相談等）
B 1	収集計画課	ごみ収集作業の把握		ごみ収集量を把握し、関係部署と調整を図る。	各生活環境事業所の出勤率やごみ・し尿の収集状況を把握し、関係部署と調整のうえ必要な対策を講じる。
B 1	廃棄物指導課	廃棄物関係業者への情報提供等		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理に係る関係団体や講習会を通じた処理業者に対する情報提供や広報 ・事業者団体や講習会を通じた排出事業者に対する減量化、保管の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者に対する情報提供を行う。 ・排出事業者に対する減量化、保管の指導を行う。 ・処理業者への感染性廃棄物の再委託に関する指導を行う。 ・処理業者による適正処理の確保について情報収集を行う。 ・県や他の政令市との調整結果に基づき対応策を実施する。
B 1	処理計画課	ごみ焼却管理業務		各処理センター等に搬入される一般廃棄物の処理計画と調整業務を行う。	新型インフルエンザ等発生時においては、各処理センターの欠勤率やごみの搬入状況を調査し、関係部課と調整のうえ必要な対策を講じる。
B 2 継続業務					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
B 2	環境評価室	環境影響評価審議会	○	環境影響評価等についての内容審議	事業の着手制限解除に向けて、法令に基づく必須の手続があるため、リモートでの実施を検討する等、感染拡大防止対策を講じて審議会を開催する。
B 2	環境管理課	公害関係法条例に基づく許認可届出業務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・公害関係許認可に関する相談・受付・届出受理 ・許認可届出に基づく受理書等の交付 	可能な限り郵送での届出を求める。窓口で対応する職員は、マスク着用、手指消毒を徹底する。来庁者に対しても同様の対応を求める。

B 2	環境管理課	PRTRに係る届出受付、事業者指導業務	○	法令に基づく届出の受理、届出者の指導	電子申請を推奨する。やむを得ず来庁し届出の受付や指導をする際は、事前に準備したマスクを着用し、手指の消毒を徹底する。
B 2	大気環境課	有害大気汚染物質及びダイオキシン類の常時監視業務	○	法に基づく環境汚染状況の常時監視及び結果の公表	法により定められた義務であるので、優先的に業務を推進する。
B 2	大気環境課	ダイオキシン類対策に係る届出受付、事業者指導業務	○	法、条例及び要綱に基づく届出の受理、届出者の指導	届出の受付や指導の際は、事前に準備したマスクを着用し、手指の消毒を徹底する。
B 2	大気環境課	大気汚染緊急措置業務	○	光化学スモッグ注意報発令等に関わる緊急時対応（市民等への周知）	速やかに、かつ誤りなく周知（情報発信）が必要なため、出勤している課内の大気担当及び環境総合研究所職員がマニュアルに沿って対応する。
B 2	大気環境課	許認可・事業者指導業務	○	・許認可申請を審査する。 ・事業者指導を行う。	許認可事務及び事業者指導業務ともにマスクを着用、手指消毒を徹底した上で通常通り窓口及び立入検査を実施する。
B 2	水質環境課	水質汚染緊急措置業務	○	公共用水域で水質事故が発生した場合の実地調査	対応できる職員で、要領に基づき水質事故対応を行う。
B 2	水質環境課	許認可・事業者指導業務	○	・許認可申請を審査する。 ・事業者指導を行う。	許認可事務及び事業者指導業務ともにマスクを着用、手指消毒を徹底した上で通常通り窓口及び立入検査を実施する。
B 2	減量推進課	普及広報活動		広報物の作成等	職員の不足により資源物の収集が困難になるなど緊急事態が発生した場合、集積所ポスターや広報テープ等あらゆる広報媒体を活用し迅速な広報活動を実施する。
B 2	収集計画課	し尿収集・浄化槽清掃作業の把握		し尿収集量・浄化槽清掃状況を把握し、関係部署と調整を図る。	川崎・宮前生活環境事業所の欠勤率やし尿収集・浄化槽清掃状況を把握し関係部署と調整のうえ必要な対策を講じる。
B 2	収集計画課	公衆トイレの清掃		市民が公衆トイレをいつも快適、清潔に利用できるよう、公衆トイレ清掃業務委託に関する業務を行う。	通常通り実施する。
B 2	廃棄物指導課	産業廃棄物及び一般廃棄物処理業許可に関する事業	○	・許可業務（申請受理、書類審査、資格調査、許可証交付） ・許可業者に対する立入、指導業務	・立入検査等は休止し、最低限の窓口業務を行う。 ・濃厚接触を避けるため、職員はマスク着用、手指消毒を徹底する。相談者に対しても事前に準備したマスクの着用を要請する。 ・また、来庁者から情報収集を行う。
B 2	廃棄物指導課	自動車リサイクル法関連業者登録・許可に関する事業	○	・許可業務（申請受理、書類審査、資格調査、許可証交付） ・許可業者に対する立入、指導業務	・立入検査等は休止し、最低限の窓口業務を行う。 ・濃厚接触を避けるため、職員はマスク着用、手指消毒を徹底する。相談者に対しても事前に準備したマスクの着用を要請する。 ・また、来庁者から情報収集を行う。

B 2	廃棄物指導課	廃棄物処理施設設置許可に関する事業	○	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請に係る相談業務 ・許可業務（申請受理、書類審査、資格調査、許可証交付） ・許可業者に対する立入、指導業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等は休止し、最低限の窓口業務を行う。 ・濃厚接触を避けるため、職員はマスク着用、手指消毒を徹底する。相談者に対しても事前に準備したマスクの着用を要請する。 ・また、来庁者から情報収集を行う。
B 2	各生活環境事業所	普通ごみ収集運搬業務	○	市内の家庭から排出される普通ごみの収集運搬業務	通常どおり収集業務を実施する。
B 2	各生活環境事業所	安全衛生管理業務		所の安全衛生業務	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等感染防止のため、職員へ周知する。 ・新型インフルエンザ等による欠勤者の状況を把握する。 ・感染者が発生した場合は、隔離するなどの対応を図り、感染拡大を防止する。
B 2	各生活環境事業所	普及啓発及び広報業務		広報物の作成及び自治会、町内会、廃棄物減量指導員等との連絡調整	収集体制の変更などにより、市民生活への影響を最小限度に留めるためにポスターの掲示などの広報業務を実施する。
B 2	川崎・宮前生活環境事業所	し尿収集業務	○	市内のし尿を収集運搬する業務	通常どおり収集業務を実施する。
B 2	処理計画課	廃棄物南下対策委託業務		廃棄物及び資源物の鉄道輸送業務委託に関する業務を行う。	通常どおり廃棄物及び資源物の鉄道輸送業務委託に関する業務を行う。
B 2	処理計画課	し尿処理業務		し尿の受入圧送業務及び施設維持管理業務	し尿等の受入圧送業務を優先して行い、それ以外の業務・作業は縮小または休止する。
B 2	処理計画課	ごみ中継輸送業務		生活環境事業所が収集した普通ごみの圧縮・積替え及び処理センターへの輸送業務	①勤務ローテーションの変更（週休者の出勤を含む）②一人当たりの運搬回数の増加③搬入先の変更による運搬効率の向上、といった策を講じるなどして業務を継続する。
B 2	施設整備課	廃棄物関連施設の維持・補修		左記工事に係る設計・発注・契約・施工監理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物関連施設において、現に発生している不具合に対する維持補修工事の中断は、ごみ処理体制に重大な支障を及ぼすことから、現体制を維持して対応する。 ・なお、現場に赴く際のマスク着用及び帰庁時の消毒・手洗い等を徹底する。
B 2	浮島処理センター	焼却炉運転操作業務（操作係）		焼却設備等の保守管理・運転操作業務	技術係等からの応援を受けながら、廃棄物焼却炉の運転操作業務を継続して実施する。
B 2	浮島処理センター	一般廃棄物運搬業務		末広駅から処理センターまでの廃棄物のコンテナ輸送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道輸送に制限を設け、廃棄物のコンテナを処理センターまたは埋立処分地への運搬業務を継続して実施する。 ・ごみと灰の運搬コンテナ総数は減少するが、それぞれのピット状況に応じてごみと灰の運搬数量を調整する。

B 2	浮島処理センター	焼却灰運搬業務		処理センターから埋立処分場までの焼却灰の運搬業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手の人員を確保し、焼却灰運搬業務を継続して実施する。 ・ 運転手の確保が困難な場合は、灰の運搬台数は減少するが、それぞれのピット状況に応じて運搬数量を調整する。
B 2	浮島処理センター	海面埋立業務		焼却灰の受入れ及び海面埋立業務	埋立業務受託業者と協議しながら、焼却灰受入れ及び埋立業務を継続して実施する。
B 2	浮島処理センター	特殊焼却設備運転維持管理業務		各処理センターの動物死体の収集と焼却設備維持管理及び処理業務	各処理センターでの保管状況を見ながら、動物死体運搬業務及び特殊焼却設備運転操作業務を継続して実施する。
B 2	浮島処理センター	洗濯業務		職員の作業用被服等の洗濯業務	作業用被服等の洗濯業務は継続して実施する。
B 2	堤根処理センター	焼却炉運転操作業務（操作係）		焼却設備等の保守管理・運転操作業務	技術係等からの応援を受けながら、廃棄物焼却炉の運転操作業務を継続して実施する。
B 2	堤根処理センター	焼却灰運搬業務		処理センターから埋立処分場までの焼却灰の運搬業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手の人員を確保し、焼却灰運搬業務を継続して実施する。 ・ 運転手の確保が困難な場合は、ピット状況に応じて運搬台数を調整する。
B 2	王禅寺処理センター	一般廃棄物運搬業務		処理センターから梶ヶ谷ターミナル駅までの廃棄物等のコンテナ輸送業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道輸送を制限し、廃棄物のコンテナを処理センター又は埋立処分地への運搬業務を継続して実施する。 ・ 鉄道輸送の制限によりごみと灰の運搬コンテナ総数は減少するが、それぞれのピット状況に応じてごみと灰の運搬数量を調整する。
B 2	王禅寺処理センター	焼却炉運転操作業務（操作係）		焼却設備等の保守管理・運転操作業務	技術係等の応援を受けながら、廃棄物焼却炉の運転操作業務を継続して実施する。
B 2	王禅寺処理センター	一般廃棄物運搬業務（一般ごみ・破碎ごみ・焼却灰）		処理センターから梶ヶ谷ターミナル駅までの一般廃棄物の運搬業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転手の人員を確保し、一般廃棄物運搬業務を継続して実施する。 ・ 運転手の確保が困難な場合は、運搬コンテナ総数は減少するが、それぞれのピット状況に応じて運搬数量を調整する。
B 2	王禅寺処理センター	洗濯業務		職員の作業用被服等の洗濯業務	作業用被服等の洗濯業務は継続して実施する。
B 2	環境総合研究所（環境リスク調査課、地域環境・公害監視課）	事故対応事業		大気環境、環境放射能、公共用水域における事故の原因特定に関する調査	緊急時の大気、水質事故対応は、優先度の高かつ専門性の高い技術を要する業務のため、他の業務と調整しながら、所内で対応可能な職員で対応する。
B 2	環境総合研究所（環境リスク調査課）	環境省受託事業		化学物質の分析法開発・化審法における特定化学物質、監視化学物質、環境リスク初期評価に実施すべき物質、PRTR 関連物質等の環境残留状況に関する調査研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門性の高い技術を要する業務のため、対応可能な職員で対応する。 ・ また、年間スケジュールに基づき、試料採取等は所内で応援体制を組む。

B 2	環境総合研究所（環境リスク調査課）	有害大気汚染物質の常時監視業務にかかる業務	○	有害大気汚染物質の常時監視業務にかかる準備業務／分析業務	法により定められた義務であるので、優先的に業務を推進する。分析にあつては、検体の保存性を十分に考慮し、実施する。
B 2	環境総合研究所（地域環境・公害監視課）	大気常時監視業務	○	大気常時監視データの管理／緊急時措置対応／常時監視システムの維持管理/測定機器・測定局舎の保守管理等	法に定められた義務であるので、課内又は所内等で大気常時監視業務経験のある職員の応援を依頼し、業務を実施する。
C 縮小業務					
業務優先度	所管課名	事業名等	法定業務	平常時の業務内容	国内感染期の業務内容・業務実施手順
C	庶務課	局の人事関係業務		局内人事の調整等業務	必要最低限の業務のみを行い、縮小する。
C	庶務課	庶務関係事務		議会対応／各種調査・照会・回答／調達・備品管理／給与・手当・旅費／その他	議会対応／各種調査・照会・回答／調達・備品管理／給与・手当・旅費／その他
C	庶務課	予算・決算等経理関係業務		局内における予算・決算等経理関係業務を行う。	支払いや契約に関する最低限の経理業務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	庶務課	局職員の労務・サービス管理業務		局所属職員の労務管理に関する業務を行う。	必要最低限の業務のみ継続、他は休止・延期する。
C	環境調整課	環境審議会等運営業務		局内審議会開催に係わる調整及び進行管理	書類送付により各審議委員の意見等を聴取する、審議会の一括開催等必要最低限で対応する。
C	環境調整課	環境施策の企画及び調整業務		・事務事業等の進行管理 ・サマーレビュー等の調整	必要業務に限定して行う。
C	環境調整課	環境にかかる広域行政		・九都県市環境問題検討委員会他関係会議業務 ・地方分権、権限委譲、国・県の計画等の資料作成	感染拡大を防止の観点から、事業については原則として休止・延期するよう国・各都県市と調整する。
C	環境調整課	庶務		・一般庶務業務 ・照会回答業務 ・予算作成・執行・決算	最低限の庶務業務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	地球環境推進室	室の庶務関係業務		室の庶務関係業務	必要最小限の庶務事務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	環境評価室	室の庶務関係業務		室の庶務関係業務	必要最小限の庶務事務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	環境評価室	環境影響評価業務		環境影響評価等技術打合せ	感染拡大防止の観点から、必要最小限度の人数で対応するとともに、打合せ場所について十分なスペースを確保する等、対策を講じた上で実施する。
C	環境評価室	環境影響評価制度（公聴会）	○	環境影響評価制度における公聴会の実施	感染拡大防止の観点から、参加者や傍聴人数を必要最小限度とする等、対策を講じた上で実施する。 実施が困難な場合には、法令に従い、延期又は中止とする。
C	環境管理課	公害防止資金融資業務		融資申込者の資格を審査・認定し、融資の斡旋を行う。	感染拡大を防止するため、融資申込者からの相談・申込を、電話・郵送等に変更する。窓口で対応する場合、職員はマスク着用、手指消毒を徹底し、相談者にもマスクの着用をお願いする。

C	環境管理課	庶務事務業務		文書管理・歳入歳出予算の執行・議会对応・その他庶務業務・他都市との連絡調整等	最低限の庶務業務及び職員の労務・服務に関する業務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	環境管理課	環境情報システム業務		環境情報システム維持管理、情報更新、開発等	最低限の環境情報システム維持管理、情報更新のみ実施し、開発等の業務は休止・延期とする。
C	環境管理課	公害企画調整業務		・市の総合計画・実行計画 ・庁内行政計画（環境基本計画）との調整 ・部の事務事業点検・主要事業・重点事業の調整	最低限の調整業務を実施し、可能なものについては休止・延期とする。
C	環境管理課	化学物質対策及びリスクコミュニケーション推進策の検討並びに環境リスクの評価業務		事業者の適正管理の支援策、今後の環境モニタリング計画、リスクコミュニケーションの推進策の検討及び環境リスク評価の推進	・学識経験者や専門家による検討会の開催は、大規模流行期が終わるまで開催を見合わせる。 ・延期が困難な場合は、学識経験者らにもマスクの着用、手指の消毒を徹底しながら業務を実施する。
C	環境管理課	環境濃度の把握及び事業者の適正管理の促進業務	○	未規制化学物質の環境実態調査及びに事業者の適正管理にかかる指導、助言	・季節性を考慮した調査は、調査を中止する。 ・それ以外の調査は感染拡大を防止する観点から、大規模流行期を避ける。 ・委託契約の関係で延期が困難な場合は、マスクの着用、手指の消毒を徹底しながら業務を実施する。
C	環境管理課	放射線安全推進事業		放射線モニタリング等	対応できる職員で業務を推進する。
C	大気環境課	環境濃度の把握及び事業者の適正管理の促進業務	○	有害大気汚染物質の排出実態及び事業者の適正管理にかかる指導、助言	・季節性を考慮した調査は、調査を中止する。 ・それ以外の調査は感染拡大を防止する観点から、大規模流行期を避ける。 ・委託契約の関係で延期が困難な場合は、マスクの着用、手指の消毒を徹底しながら業務を実施する。
C	大気環境課	大気汚染防止対策		・NO _x 、PM _{2.5} 、VOC等の大気環境対策に関わる検討・協議・調査・連絡調整など ・苦情処理、相談対応 ・現地調査、立入調査	・当該業務よりも優先度の高い業務を実施又はサポートしていく。 ・また、予定していた業務も支障がない範囲でキャンセル又は延期する。 ・緊急性のない苦情、相談については、現地調査、立入調査を延期し、事業者等への連絡指導で対応する。 ・事業者指導のため、現地調査の際はマスクを着用し、インフルエンザの感染に最大限注意をする。
C	大気環境課	騒音振動防止対策業務及び規制業務	○	・苦情処理、相談対応 ・現地調査、立入調査	・緊急性のない苦情、相談については、現地調査、立入調査を延期し、事業者等への連絡指導で対応する。 ・事業者指導のため、現地調査の際はマスクを着用し、インフルエンザの感染に最大限注意をする。
C	大気環境課	発生源大気及び発生源水質における監視・指導業務		固定発生源監視システム及び立入検査等による監視業務	固定発生源監視システムによる汚染物質排出状況の監視業務は、必要最小限にとどめ、緊急性のない立入検査は可能な限り延期する。

C	大気環境課	アスベスト対策及び規制業務		アスベスト解体工事の届出の審査及び現地調査の実施、推進会議その他の庁内調整	<ul style="list-style-type: none"> ・解体工事の届出審査及び現地調査に対応できる職員のうち、出勤している職員が対応する。 ・解体工事業者との打合せや現地調査の際には、マスクを着用し、インフルエンザの感染対策を行う。
C	大気環境課	悪臭対策及び規制業務		悪臭、ばい煙等による苦情対応及び広域悪臭パトロールなど	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情対応及び悪臭パトロールは課内大気担当の全職員が対応できるため、出勤している職員が、対応する。 ・現地調査の際には、マスクを着用し、インフルエンザの感染に最大限注意を要する。 ・また、悪臭パトロールは、広域発生時のみパトロールを実施する。
C	大気環境課	補助金交付関係業務		低公害車等補助金交付申請受付・補助金支払	現在窓口において実施している受付業務を郵送に切り替える。
C	大気環境課	九都県市大気専門部会		九都県市における各種会議	極力郵便やメールなどによる情報共有を主とするが、重要度の高い会議については、感染対策を行い参加する。
C	大気環境課	騒音振動等苦情対応		<ul style="list-style-type: none"> ・騒音振動等苦情対応 ・測定器貸出業務 	感染防止の観点から電話での対応を基本とし対応困難な事例については、事情を説明し、延期する。
C	大気環境課	ディーゼル車運行規制	○	ディーゼル車運行規制（路上・拠点・事業所）検査	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体主催の場合については、関係団体に延期または中止の働きかけを行う。 ・市主催の場合については、延期または中止する。
C	大気環境課	エコ運搬制度の運用	○	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に基づく報告書の受付 ・制度の周知徹底 ・エコドライブ宣言者登録 ・エコドライブ講習会 	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書の受付や指導の際は、事前に準備したマスクを着用し、手指の消毒を徹底するとともに、来庁者に対してマスクの着用をお願いする。 ・各種講習会については、感染防止の観点から中止する。
C	水質環境課	水質汚濁防止対策業務	○	公共用水域及び地下水質測定計画に基づく常時監視測定	地下水質測定計画のサンプリング時期は可能な限り延期する。
C	水質環境課	土壌汚染対策業務	○	土壌汚染対策法及び川崎公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく指導、報告書の受理	事業所相談を中心としたものであるため、窓口で対応する職員はマスク着用、手指消毒を徹底し、来庁者に対してマスクの着用をお願いする。
C	水質環境課	地盤沈下防止対策・地下水保全業務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・工業用水法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく地下水揚水に係る指導、報告書の受理 ・精密水準測量委託、地下水位測定による地盤沈下の監視 ・湧水地維持管理及び雨水浸透ますの普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水揚水に係る指導、精密水準測量委託等により、事業者と対応する場合は、マスクの着用を要請し職員も着用し手指の消毒を徹底する。 ・水準測量、水位測定、湧水地維持管理は可能な範囲で調査時期を延期する

C	減量推進課	事業系一般廃棄物排出事業者指導事業		<ul style="list-style-type: none"> ・事業系ごみ減量化・資源化推進業務 ・事業系ごみ不適正排出事業者指導業務 ・エコショップ制度等普及啓発業務 	<p>廃棄物処理の停滞が懸念されており、最低限の業務として不適正排出事業者に対する指導を継続する。</p>
C	減量推進課	生ごみ等リサイクル推進事業		<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみリサイクル講習会の開催 ・生ごみ処理機等助成金等購入費助成金交付に係る事務 	<p>生ごみリサイクル講習会については、中止する。</p>
C	減量推進課	資源集団回収推進事業		<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収実施団体及び回収業者への支援業務 ・市民に対する資源集団回収実施場所の案内 ・資源回収事業拡充策の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源集団回収業者に対する新型インフルエンザ等対策に関する情報提供を行い、感染防止について注意を促す。 ・回収実施が困難な地域等の状況の把握など、関係部署等と連絡調整を行い、対応する。
C	減量推進課	まち美化業務		生活環境保全対策業務（散乱防止重点区域の巡回パトロール等）	<p>巡回パトロール、市民文化局との合同パトロールについては休止する。その他は必要に応じて対応する。</p>
C	収集計画課	委託管理業務		粗大ごみ、小物金属、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、空き瓶、空き缶・ペットボトル、使用済み乾電池の収集運搬業務の委託管理・粗大ごみ受付業務の委託管理	<ul style="list-style-type: none"> ・受託業者の収集状況及び欠勤率を把握する。 ・受付センターの欠勤率及び受付状況を把握する。
C	収集計画課	部及び課の庶務		部・課の庶務	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務事務は、緊急性のあるものを選択し優先的に業務を行う。 ・原則、会議は延期し、メール等で連絡・調整する。
C	収集計画課	廃棄物保管施設の事前協議		ごみ集積場所を設置する場合の事前協議や提出書類の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・事前協議書については、郵送などでの対応を図り、感染防止を図る。 ・マスクを着用し、廃棄物保管場所事前協議の窓口対応をする。
C	収集計画課	浄化槽設置審査及び保守点検業者登録業務	○	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置の届出及び設置計画に関する審査 ・浄化槽保守点検業者の登録に関する審査 	<ul style="list-style-type: none"> ・届出等の受理行為を窓口対応から郵送などでの対応とする。 ・また、手数料の納付確認についても納付済書のコピーを郵送してもらう。なお、立入指導は中止する。
C	収集計画課	車両維持管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・車検・定期点検等調達業務 ・更新車両の打合せ、立入検査の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物収集運搬業務は、市民生活に直結しているため、車両の車検、点検等については、継続して実施する。 ・また、車両更新に係る不要不急の打合せは行わず、電話やメール等で対応する。更に、車両検査は感染拡大防止のため、感染地域内での検査は代替手段での実施もしくは延期を検討する。
C	廃棄物指導課	庶務関係業務及び処理指導計画関係業務		<p>議会对応／各種調査・照会・回答／予算・決算／調達・備品管理／給与・手当・旅費／その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●次の最低限の庶務業務のみ実施し、他は休止・延期する ・新型インフルエンザ等対策に係る業務 ・職員の労務・服務に関すること

C	廃棄物指導課	産業廃棄物排出事業者指導事業		<ul style="list-style-type: none"> ・排出事業者に対する立入、指導業務 ・産業廃棄物管理票関連業務 	<p>廃棄物処理の停滞が懸念されており、最低限の業務として排出事業者に対する適正処理及び減量指導を継続する。</p>
C	廃棄物指導課	不適正処理対策事業		<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄、監視、対応業務 ・行政処分事業 	<p>不法投棄等不適正処理事案は縮小し緊急時対応を行う。</p>
C	廃棄物指導課	PCB 廃棄物及びアスベスト廃棄物の処理推進事業	○	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 保管、処理推進業務（届出、立入検査、指導） ・アスベスト廃棄物処理推進業務（計画書・報告書受理、立入検査、指導） 	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査等は休止し、最低限の窓口業務を行う。 ・濃厚接触を避けるため、職員はマスク着用、手指消毒を徹底する。相談者に対しても事前に準備したマスクの着用を要請する。 ・また、来庁者から情報収集を行う。
C	廃棄物政策担当	企画調整事業		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理事業に係る企画 ・局間・局内の調整業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール管理上、休止後の対応が困難な業務以外は休止する。 ・なお、その際は、感染防止のため、マスクの着用等を徹底する。
C	各生活環境事業所	資源物等収集運搬事業	○	<p>市内の家庭から排出される粗大ごみ、小物金属、ミックスペーパー、プラスチック製容器包装、空き缶・ペットボトル、空き瓶等収集運搬業務の委託管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者の出勤状況や収集状況を把握する ・受託業者との協議・調整を図る。
C	各生活環境事業所	不適正排出及び不法投棄関係業務		<p>ごみの適正排出指導及び不法投棄の監視、指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・適正排出指導業務は休止する。 ・不法投棄関係業務は緊急性のある場合のみ対応する。 ・普及啓発業務の応援に充てる。
C	川崎・宮前生活環境事業所	浄化槽清掃業務	○	<p>市内の浄化槽を清掃する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽処理機能の低下など公衆衛生上支障を来たす浄化槽を優先的に清掃を行う。 ・職員はマスク着用、手洗いの励行を行う。
C	各生活環境事業所	庶務・車両管理業務		<ul style="list-style-type: none"> ・各種調査・照会・回答／給与・手当・旅費／調達／その他 ・車両の整備・修理 	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務事務は、緊急性のあるものを優先的に行う。 ・車両整備は、自家修理を縮小し、業者へ委託し対応する。
C	各生活環境事業所	各種窓口業務		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物保管場所設置事前協議 ・資源集団回収奨励金交付申請 ・一時多量ごみ申込 ・一般廃棄物処理手数料減免申請 	<ul style="list-style-type: none"> ・協議書、申請書等は郵送などの対応により、感染を防止する。 ・マスクの着用、手指消毒を徹底し、来所者にもマスクの着用をお願いする。
C	各生活環境事業所	拠点回収業務		<p>古着・小型家電の回収における受け入れ業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性のあるもののみ受け入れ、その他は自宅保管等をお願いする。 ・マスクの着用、手指消毒を徹底し、来所者にもマスクの着用をお願いする。

C	各生活環境事業所	ごみの持ち込み対応業務		事業所に持ち込まれる粗大ごみ等の受け入れ対応	・緊急性のあるもののみ受け入れ、祖他は自宅保管をお願いする。 ・マスクの着用、手指消毒を徹底し、来所者にもマスクの着用をお願いする。
C	処理計画課	粗大ごみ処理委託業務		粗大ごみの受入れ処理委託、施設保守点検委託に関する業務を行う。	必要最小限の範囲で、粗大ごみの受入れ処理委託、施設保守点検委託に関する業務を行う。
C	処理計画課	海面埋立管理業務		海面埋立管理業務委託に関する業務を行う。	必要最小限の範囲で、海面埋立の委託に関する業務を行う。
C	処理計画課	資源化処理業務		資源物の搬入・処理計画と調整業務を行う。	必要最小限の範囲で、資源物の搬入・処理計画と調整業務を行う。
C	処理計画課	施設搬入受付業務		浮島埋立処分場への搬入申請受理・審査業務を行う。	必要最小限の範囲で、浮島埋立処分場への搬入申請受理・審査業務を行う。
C	処理計画課	化学職業務		廃棄物に係る理化学試験関係業務を行う。	必要最小限の範囲で、廃棄物に係る理化学試験関係業務を行う。
C	処理計画課	部及び課の庶務関係事務		部及び課の庶務関係の業務を行う	必要最小限の範囲で、庶務関係の業務を行う。
C	施設整備課	廃棄物処理施設基幹的整備業務		設備の老朽化・処理能力等の低下に伴う処理センター等の整備の計画的な整備工事のための設計及び工事監督業務	・処理センター等への支援や、処理業務の稼働状況を踏まえ、処理センター等と調整しながら施工中の工事を進めていく。 ・なお、現場に赴く際のマスク着用及び帰庁時の消毒・手洗い等を徹底する。
C	施設整備課	直営営繕業務		現地調査・営繕作業・公衆トイレ点検	・限られた人員の中で、可能な営繕作業は継続し、作業が困難なものについては、軽易工事等での対応を検討する。 ・なお、現場に赴く際のマスク着用及び帰庁時の消毒・手洗い等を徹底する。
C	施設整備課	庶務関係事務		議会対応／各種照会・回答／予・決算／調達／給与手当旅費	最低限の庶務業務のみ継続し、不急の業務については、延期し対応する。
C	施設建設課	廃棄物処理施設等建設業務		廃棄物処理施設等の整備に係る設計及び工事監理業務	・処理センターへの支援にも配慮しつつ、実施済みの整備工事も踏まえて、工事発注の優先度を検証し対応する。 ・なお、現場に赴く際のマスク着用及び帰庁時の消毒・手洗い等を徹底する。
C	施設建設課	廃棄物処理施設等建設計画関係業務		廃棄物処理施設等の整備に係る事業調整及び計画業務	優先する業務を行い、他の業務は平常に戻ってから行う。
C	施設建設課	庶務関係事務		庶務、文書事務、予算管理等	優先する業務を行い、他の業務は平常に戻ってから行う。
C	浮島処理センター	一般廃棄物の受け入れ業務（計量・ピット前）		・一般廃棄物の計量・受け入れ及び搬入車両誘導業務 ・内容物審査業務	内容物審査業務を休止し、それ以外の業務を縮小しながら継続して実施する。

C	浮島処理センター	焼却設備維持管理業務（技術係）		焼却設備等の維持管理業務	施設維持管理業務を必要最低限に縮小し、焼却設備等運転操作業務等を応援する。
C	浮島処理センター	庶務管理業務（管理係）		処理センターの総括及び庶務管理業務	・ 職員の労働安全衛生業務を最優先に行い、庶務管理事務を必要最低限に縮小したうえで継続する。 ・ 施設見学者の案内業務は、市内大規模流行が終息するまでの間休止する。
C	堤根処理センター	一般廃棄物の受け入れ業務（計量・ピット前）		・ 一般廃棄物の計量・受け入れ及び搬入車両誘導業務 ・ 内容物審査業務	内容審査業務を休止し、それ以外の業務を縮小しながら継続して実施する。
C	堤根処理センター	焼却設備維持管理業務（技術係）		焼却設備等の維持管理業務	施設維持管理業務を必要最低限に縮小し、焼却設備等運転操作業務等を応援する。
C	堤根処理センター	庶務管理業務（管理係）		処理センターの総括及び庶務管理業務	・ 職員の労働安全衛生業務を最優先に行い、庶務管理事務を必要最低限に縮小したうえで継続する。 ・ 施設見学者の案内業務は、市内大規模流行が終息するまでの間休止する。
C	王禅寺処理センター	一般廃棄物の受け入れ業務（計量・ピット前）		・ 一般廃棄物の計量・受け入れ及び搬入車両誘導業務 ・ 内容物審査業務	内容審査業務を休止し、それ以外の業務を縮小しながら継続して実施する。
C	王禅寺処理センター	焼却設備維持管理業務（技術係）		焼却設備等の維持管理業務	施設維持管理業務を必要最低限に縮小し、焼却設備等運転操作業務等を応援する。
C	王禅寺処理センター	庶務管理業務（管理係）		処理センターの総括及び庶務管理業務	・ 職員の労働安全衛生業務を最優先に行い、庶務管理事務を必要最低限に縮小したうえで継続する。 ・ 施設見学の案内業務は、市内大規模流行が終息するまでの間休止する。
C	環境総合研究所（事業推進課）	自動車運転業務		公用車運転業務	緊急の試料採取、調査等、必要最低限の業務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	環境総合研究所（事業推進課・都市環境課・環境リスク調査課・地域環境・公害監視課）	庶務事務業務		各種調査・照会・回答／予・決算／調達・備品管理／給与・手当・旅費／庁舎・公用車管理／その他	最低限の庶務業務及び職員の労務・服務に関する業務のみ実施し、他は休止・延期する。
C	環境総合研究所（環境リスク調査課・地域環境・公害監視課）	大気汚染防止対策、水質汚濁防止対策、地下水及び土壌汚染防止対策、化学物質対策業務に係る調査業務	○	・ 有害大気汚染物質のモニタリング調査 ・ 工場・事業場排水に関する調査 ・ 公共用水域、地下水及び土壌等に係る調査 ・ 水環境中の有害化学物質に関する調査	・ 専門性の高い技術を要する業務のため、対応可能な職員で対応する。 ・ また、延期可能な業務については、関連部署等と協議しながら延期する。
D 休止業務（上記に該当しない業務）					
D	庶務課	局所属職員の研修関係業務		局所属職員に対する研修業務（行2含む）	感染拡大防止のため中止する。

D	環境調整課	環境基本計画進行管理		環境基本計画年次報告書の作成	作成を延期する。
D	環境調整課	生物多様性業務		川崎生き物マップの運用等	感染拡大防止のため、延期または中止する。
D	環境調整課	市民協働		環境パートナーシップかわさき関係業務	感染拡大防止のため、延期または中止する。
D	環境調整課	環境教育・学習の推進		・地域環境リーダー育成講座 等人材育成 ・環境副読本等資料の作成 ・幼児環境教育の推進	感染拡大防止のため、延期または中止する。
D	環境調整課	環境情報の収集・発信		・環境情報の発行（毎月） ・ホームページの更新	感染拡大防止のため、延期または中止する。
D	地球環境推進室	環境技術支援業務		・条例に基づく事業活動地球 温暖化対策計画書・報告書制 度の運用 ・条例に基づく開発事業地球 温暖化対策計画書制度の運用 ・中小規模事業者向け省エネ ルギー診断・低CO2川崎ブ ランド等の運用 など	・感染拡大防止のため、マスク着用、 手指消毒、うがいを徹底する。 ・計画書の受付業務・立ち入り調査業 務は2ヵ月程度の延期とし、感染拡大 の状況により、郵送のみによる受付を 検討する。 ・低CO2川崎ブランド等の運用にあ っては、状況に応じて電子メールなど の通信方法を駆使して業務の遅滞を防 ぐとともに感染拡大防止に努める。
D	地球環境推進室	計画推進業務		・省エネ法等の届出対応 ・地球温暖化対策推進計画の 進行管理 ・環境配慮契約の推進 ・温暖化対策庁内推進本部 など	・感染拡大防止のため、マスク着用、 手指消毒、うがいを徹底する。 ・各種業務は関係者と相談の上2ヵ月 程度の延期とする。
D	地球環境推進室	国際環境施策推進業 務		グリーンイノベーション等 による国際環境施策の推進など	・感染拡大防止のため、マスク着用、 手指消毒、うがいを徹底する。 ・各種業務は関係者と相談の上2ヵ月 程度の延期とする。
D	地球環境推進室	協働推進業務		・エコ暮らし（スマートライ フスタイル）の推進 ・川崎温暖化対策推進会議の 運営 ・地球温暖化防止活動推進セ ンターの運営、地球温暖化防 止活動推進員の委嘱 ・川崎大規模太陽光発電所、 かわさきエコ暮らし未来館に おける普及啓発 など	・感染拡大防止のため、マスク着用、 手指消毒、うがいを徹底する。 ・川崎温暖化対策推進会議、地球温暖 化防止活動推進センター及びかわさき エコ暮らし未来館との連絡は、状況に 応じて電子メールなどの通信方法を駆 使して業務の遅滞を防ぐとともに感染 拡大防止に努める。また、その他イベ ント開催等については、関係者と相 談、連絡を行った上で延期又は中止と する。
D	地球環境推進室	スマートエネルギー の推進業務		・スマートシティの推進 ・次世代自動車の普及促進、 エコドライブの推進 ・エコ化支援事業 など	・感染拡大防止のため、マスク着用、 手指消毒、うがいを徹底する。 ・庁内外との連絡調整について、必要 最小限の業務を行う。

D	地球環境推進室	環境エネルギーの推進業務		住宅用環境配慮機器設備設置補助等	・感染拡大防止のため、マスク着用、手指消毒、うがいを徹底する。 ・各種業務は関係者と相談の上2ヵ月程度の延期とし、感染拡大の状況により、住宅用環境配慮機器設備設置補助申請受付業務について郵送のみによる受付を検討する。
D	環境管理課	リスクコミュニケーションの推進業務		化学物質に関する各種媒体による情報提供とセミナーの開催	感染拡大防止の観点から、セミナー等は中止する。
D	大気環境課	六大都市自動車技術評価委員会		六大都市技術評価委員会	感染拡大防止の観点から中止を事務局へ働きかける。
D	減量推進課	まち美化業務		キャンペーン等によるまち美化	ポイ捨てキャンペーンについては他局と調整し、感染拡大防止の観点から休止もしくは延期する。
D	減量推進課	廃棄物減量指導員協議会運営事業		市及び区廃棄物減量指導員連絡協議会の運営	感染拡大防止の観点から、市及び区廃棄物減量指導員連絡協議会を延期する。
D	減量推進課	指定管理施設に係る事業		余熱利用市民施設及び橋リサイクルコミュニティセンターの指定管理業務の実施状況の把握と指導・監督	感染拡大防止のため事業を休止する。
D	廃棄物指導課	電子マニフェスト普及業務		排出事業者を集めた説明会及び立入検査時の利用促進	状況を見て、普及事業については休止する。
D	各生活環境事業所	環境教育・環境学習の推進		出前ごみスクール、ふれあい出張講座等の実施	緊急性を要しないこと、また、感染拡大防止の観点から業務を休止し、人員を普及広報業務の応援に充てる。
D	処理計画課	環境マネジメント管理業務		処理センターにおける環境マネジメント運営の調整業務を行う。	市内大規模流行が終息するまでの間、環境マネジメント運営の調整業務を休止する。
D	処理計画課	資源化処理運営業務		使用済み乾電池、フロン回収、廃蛍光管処理業務の委託に関する業務を行う。	市内大規模流行が終息するまでの間、使用済み乾電池、フロン回収、廃蛍光管処理業務の委託の業務を休止する。
D	処理計画課	保守点検契約業務		設備の点検業務に係る委託契約業務を行う。	市内大規模流行が収束するまでの間、法定点検以外の点検整備委託業務を休止する。
D	環境総合研究所(事業推進課)	国際展開・環境技術情報業務		・環境技術情報の収集とその発信に係る業務 ・国立環境研究所などと連携した事業の実施 ・国際環境施策の支援	関連部署等と協議しながら休止・延期する。
D	環境総合研究所(事業推進課)	環境教育・学習事業		環境学習及び啓発行事	計画した業務の変更に係る連絡調整を行い、休止・延期する。
D	環境総合研究所(都市環境課)	産学公民連携事業		共同研究事業の実施・産学公民連携推進事業	実施している共同研究の変更に係る連絡調整を行い、休止・延期する

D	環境総合研究所（事業推進課・都市環境課・環境リスク調査課・地域環境・公害監視課）	調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中の有害化学物質、粉じん、アスベスト、放射能に係る調査研究 ・公共用水域等における生物調査 ・水環境中の有害化学物質に関する調査研究 ・国環研等との共同研究事業 ・都市環境に関する調査研究 ・任期付研究員による研究 	延期可能な業務については、関連部署等と協議しながら延期する。
---	--	--------	---	--------------------------------